

平成29年度 第22回庁議要旨

日時：平成30年2月19日（月）

午前9時～午前9時30分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市一般廃棄物最終処分場建設候補地の最終選定について（生活環境部）

一般廃棄物最終処分場の埋立容量が平成34年度で満杯となる見込みであることから、平成35年度供用開始を目標として次期最終処分場の建設の準備を進めている。

平成28年9月より建設候補地選定条件検討委員会を立ち上げ、選定条件を精査した。

平成29年5月には技術的な見地に加え、行政施策上の判断が重要であることから庁内各部関係課の意見を取り入れながら慎重に事業を進めることを目的に建設候補地選定委員会を設置し、現地踏査を含み検討協議を重ね、最終候補地1か所を選定した。

石巻市一般廃棄物最終処分場建設候補地を1か所に決定するもの。

(1) 主な内容

建設候補地選定委員会結果

○最終建設候補地 「石巻・南境地区」

【参考】建設候補地3か所

候補地番号1：桃生・山田地区

候補地番号2：河北・横川地区

候補地番号3：石巻・南境地区

(2) 今後の予定

平成30年3月 最終候補地地元住民説明会及び地権者説明会開催

平成30年度 基本計画・基本設計、用地測量調査、地質調査、用地買収、
～平成31年度 生活環境影響調査等

平成32年度 実施設計、建設工事

～平成34年度

平成35年度～ 供用開始

[報告事項]

1 平成29年度石巻市特別表彰について（総務部）

特別表彰は、芸術文化又はスポーツの全国大会、国際大会等において優秀な成績を収めた本市に関係するものについて、その栄誉と功績を称え表彰するもの。

(1) 主な内容

【表彰受賞者】 個人3名 団体1件

氏名	功績
佐々木 榎 蛇田中学校3年	平成29年度第31回全国男子中学生ウエイトリフティング選手権大会 77kg級 優勝 スナッチ 101kg 第1位 (中学日本新記録) クリーンアンドジャーク 124kg 第1位 (中学日本新記録) トータル 225kg 第1位 (中学日本新記録)
玉上 優月 稲井小学校6年	第42回ゆうちょアイデア貯金箱コンクール 小学校6年生の部 文部科学大臣賞
小松 加奈 明治大学1年	平成28年度第63回全国高等学校総合体育大会 (インターハイ) 剣道大会 個人の部 優勝
石巻市立釜小学校 特別クラブ音楽部	平成28年度 (第64期) TBSこども音楽コンクール 小学校重奏部門 文部科学大臣賞

(2) 今後の予定

平成30年3月8日 石巻市特別表彰者表彰式

(場所：石巻市役所4階市長室、時間：16時～)

2 石巻市人材育成基本計画（後期）及び第4次石巻市中期職員研修計画の策定について（総務部）

本市の人材育成推進については、平成26年12月、震災復興期間における人材育成の指針とする石巻市人材育成基本方針を改訂し、併せて、同方針に掲げた「求められる職員像」の実現に向けた人材育成施策を実施するため石巻市人材育成基本計画（前期）及び第3次石巻市中期職員研修計画を策定し、これまで取組んできた。

今年度に計画期間が終了する石巻市人材育成基本計画（前期）及び第3次石巻市中期職員研修計画について、これまでの取組状況や課題、成果等を検証した上で、震災復興期間の発展期（平成30～32年度）における後期計画を策定し、職員の意識改革や能力開発を図りながら新たな時代に適切に対応できる職員を育成するもの。

(1) 主な内容

①石巻市人材育成基本計画（後期）

ア 計画期間

平成30年度から平成32年度まで

イ 内容

○取組事項

(ア) 意欲と能力を高める職員研修

・自己啓発の促進

- ・ O J T（職場研修）の推進
- ・ 職場外研修の推進
- (イ) 能力を高め発揮できる職場風土
 - ・ 目的にあった組織運営
 - ・ コミュニケーションの活性化
 - ・ 目標と評価による行政運営
- (ウ) 意欲と能力を引き出す人事管理
 - ・ 人材の確保
 - ・ 配置管理の充実
 - ・ 人事評価制度の確立

②第4次石巻市中期職員研修計画

ア 計画期間

平成30年度から平成32年度まで

イ 内容

○重点項目

- (ア) 管理職のマネジメント能力向上
- (イ) 女性リーダー育成
- (ウ) コミュニケーション能力向上
- (エ) O J Tの推進
- (オ) リスクマネジメント能力向上

(2) 今後の予定

平成30年3月 石巻市人材育成基本計画（後期）策定
第4次石巻市中期職員研修計画 策定

3 石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて（総務部）

給与法に規定する扶養手当が平成28年11月に改正され、平成29年4月1日以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されることとなった。消防団員等の損害補償の加算額及び加算の対象については、給与法で定められている扶養手当をもとに定められていることから、給与法の変更に伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」（平成30年政令第29号）が公布され、平成30年4月1日から施行されることとなった。

損害補償の算定基礎となる額の加算額及び加算の対象を改定することで、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 非常勤消防団員等に対する損害補償の補償基礎額の扶養親族に関する加算額及び対象の改定

対象		改正	現行
第1号 配偶者	加算額	217円	333円
第2号 子	加算額	333円	267円
	第1号の配偶者がいない場合の加算額 (扶養親族一人に限る)	削除	333円
第3号 孫	加算額	217円	217円
第4号 父母・祖父母	第1号の配偶者及び第2号の子がいない 場合の加算額(扶養親族一人に限る)	削除	300円
第5号 弟・妹			
第6号 重度心身障害者			

※補償基礎額＝基礎額(勤務年数等によって算定)＋加算額(扶養親族数等によって算定)

② 施行年月日 平成30年4月1日

③ その他 必要な経過措置を規定するとともに、文言整理を行う。

(2) 今後の予定

平成30年3月 市議会第1回定例会に石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を追加提案(平成30年4月1日施行予定)

4 重度心身障害者等医療費の助成に係る住所地特例の適用について(福祉部)

平成27年5月の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の公布により、「高齢者の医療の確保に関する法律」が一部改正され、平成30年4月から国民健康保険の住所地特例の適用を受けている被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、国民健康保険と同様、住所地特例が適用されることとなり、市外に住所を有する重度心身障害者等に対する医療費の一部を助成するため関係条例の一部改正が必要となった。

年齢到達等による後期高齢者医療制度への加入時は、国民健康保険の住所地特例の適用を引き継ぎ、従前地市町村の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる重度心身障害者等に対し、医療費の一部を助成するもの。

(1) 主な内容

- ・年齢到達等による後期高齢者医療制度への加入時は、国民健康保険の住所地特例の適用を引き継ぎ、従前地市町村の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる重度心身障害者等に対し、医療費の一部を助成する。

《例》

		国民健康保険			後期高齢者医療	
改正前	住所	石巻市	施設入所⇒	仙台市	75歳到達⇒	
	資格	石巻市		石巻市		宮城県広域連合
	重度心身医療費助成	石巻市		石巻市		仙台市
改正後	住所	石巻市	施設入所⇒	仙台市	75歳到達⇒	
	資格	石巻市		石巻市		宮城県広域連合
	重度心身医療費助成	石巻市		石巻市		石巻市

(2) 今後の予定

平成30年3月 市議会第1回定例会に「石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例」の一部改正を追加提案（平成30年4月1日施行予定）

[その他]

- ・台湾東部地震被害に対する義援金募集要領について（福祉部）
- ・台湾東部地震被害に対する見舞金について（総務部）

以 上